

解答例

1 設問 1 (以下、条文数のみは刑事訴訟法)

第 1 S, T 及び U 駐車場 (以下「本件駐車場」という。) 付近に設置されたビデオカメラでの撮影・録画

1 警察は、本件駐車場出入口を画面の中心にとらえているビデオカメラ (以下「出入口カメラ」という。) と、C 社製高級外車 (以下「C 車」という。) を画面の中心にとらえているビデオカメラ (以下「C 車カメラ」といい、出入口カメラと併せて「駐車場カメラ」という。) を設置し、撮影・録画しているところ、かかる捜査は、「強制の処分」(197 条 1 項但書) に該当する可能性がある。「強制の処分は、この法律に特別の定がある場合でなければ、これをすることができない」(同項但書) し、「この法律に特別の定」があったとしても、その「特別の定」の要件を満たしていなければ違法となる。そこで、「強制の処分」の意義が問題となる。

(1) 「強制の処分」とは、「この法律に特別の定」のある逮捕、捜索、差押え等に類するもの、すなわち個人の意思を制圧し、身体・住居・財産等の重要な法益に制約を加える行為を意味すると解する。

(2) これを本件についてみると、駐車場カメラの設置にあたって、駐車場利用者の承諾は得ていなかったから、合理的に推認される個人の意思に反し、個人の意思を制圧するものと認められる。

他方、駐車場カメラによる撮影・録画は、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由 (憲法 13 条参照) を制約するものである。しかし、出入口カメラは公道から見える本件駐車場出入口を、C 車カメラは公道から見える C 車を画面の中心にとらえているものであるところ、本件駐車場は、いずれも、屋根のない駐車場であり、だれでも自由に駐車場内に

2

出入りすることが可能であったというのであるから、私的領域への侵入を伴うものではない上、容ぼう等は公の場に出れば不特定多数の者に観察されるものであるから、かかる自由は重要な法益とはいえない。

したがって、「強制の処分」にはあたらない。

2 そうだとしても、捜査は「必要な」(197 条 1 項本文) 限度でしか許されない。そこで、将来発生する犯罪に関する証拠保全のために撮影・録画を行う場合には、①当該現場において犯罪の発生する相当高度の蓋然性が認められ、②あらかじめ証拠保全の手段・方法をとつておく必要性及び緊急性があり、③その撮影・録画が社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われる必要があると解する。

(1) これを本件についてみると、不審火が発生した P, Q 及び R 駐車場 (以下「現場駐車場」という。) と本件駐車場は、いずれも、B 町内の住宅密集地にあって、多数の木造住宅がこれに隣接していた上、管理人が常駐しておらず、だれでも自由に入り出しができる屋根のない駐車場であり、出火当時、C 車が駐車されていたという点で、その特徴が共通する。また、P 駐車場では平成 19 年 3 月 7 日午前 1 時 10 分ころ、Q 駐車場では同月 16 日午前 3 時 45 分ころ、R 駐車場では同月 21 日午前 2 時 35 分ころに不審火が発生しており、近接した日時に連続して不審火が発生しているから、近日中に、再び不審火が発生する可能性が高い。さらに、焼損した C 車には、いずれも、そのドアに鋭利な金属様の物で付けたと認められる長さ数十センチメートルの複数のひつかき傷があった上、火元の前部バンパー付近からベンジンの成分が検出されているところ、出火した各車両及びその周辺には、自然発火の原因とな

3

るようなものではなく、出火前には、ドアのひつかき傷も、前部バンパー付近にベンジンが付着するような事情もなかったというのであるから、いずれの不審火も、ベンジンを用いた放火であるとの疑いが強い。

以上の事実に鑑みれば、①本件駐車場のいずれかで、近日中に、C車を狙った放火事件が発生する相当高度の蓋然性が認められる。

(2) 次に、上記のとおり、現場駐車場で放火が行われたのが深夜の時間帯であることからすると、目撃者等の状況証拠を収集することは極めて困難であるし、本件駐車場は夜間の人通りが極めて少ない上、出入口を除く三方を隣接する多数の木造住宅に囲まれていて、出入口に面した各公道の幅員は5メートル程度であり、犯人に気付かれることなく各駐車場付近に警察官を張り込ませることも極めて困難であった。とすれば、張り込み以外の方法で本件駐車場を監視する必要性があった。

さらに、上記のとおり、放火は、住宅密集地にあり、多数の木造住宅がこれに隣接していた現場駐車場で行われたものであり、同様の特徴を有する本件駐車場でこれが行われた場合にも、人の生命・身体が害されるおそれがあるから、早急に犯人を特定・検挙する緊急性があった。

以上の事実に鑑みれば、②あらかじめ証拠保全の手段・方法をとつておく必要性及び緊急性が認められる。

(3) 最後に、駐車場カメラは、日没後も、付近街灯の明かりのため、撮影範囲内の人物の顔、服装の色・特徴等を鮮明に撮影することが可能であったのだから、上記自由に対する制約の程度が弱いとはいえない。

しかし、その撮影時間は放火が行われる蓋然性が高いと考えられる午前零時から午前5時までの間と限定されていた。また、警察は、撮影当

4

日、各駐車場で撮影・録画したビデオテープを回収し、警察署内で再生して録画した映像を精査し、録画した映像の中に本件捜査上必要なものがなかった場合には、事後に、そのビデオテープを次の撮影に使用して上書き録画することで、不要な映像を消去することとしており、現に、不要な映像は、この方法で消去されていた。そうすると、警察は、上記自由に対する制約が最小限になるよう配慮していたといえる。

以上の事実に鑑みれば、③その撮影・録画が社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われたといえる。

(4) よって、駐車場カメラによる撮影・録画は適法である。

第2 F方2階のベランダに設置されたビデオカメラでの撮影・録画

1 警察は、画面の中心に、甲方玄関ドアから出た直後又は同方に入る直前の人物の公道上の姿をアップでとらえているビデオカメラ（以下「甲方前カメラ」という。）を設置し、撮影・録画しているところ、かかる捜査も、「強制的処分」に該当する可能性がある。

そこで、上記の規範に従い判断するに、甲方前カメラの設置にあたって、甲の承諾も、Dアパートの他の住人や付近住人の承諾も得ていなかつたから、合理的に推認される個人の意思に反し、個人の意思を制圧するものと認められる。他方、甲方前カメラによる撮影・録画も、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由を制約するものである。しかし、甲方前カメラの撮影範囲に甲方の玄関ドア等は含まれておらず、あくまで公道を映しているにすぎないから、私的領域への侵入を伴うものではない上、上記のとおり、容ぼう等は公の場に出れば不特定多数の者に観察されるものであるから、かかる自由は重要な法益とはいえない。

5

したがって、「強制の処分」にはあたらない。

- 2 もっとも、上記のとおり、捜査は「必要な」限度でしか許されない。ここで、甲方前カメラは、駐車場カメラの映像と、甲方前カメラの映像を照らし合わせることで、甲と放火犯人の同一性を確認しようとするものである。そのような捜査については、①捜査機関において被対象者が犯人である疑いを持つ合理的な理由が存在していたこと、②捜査目的を達成するため、必要な範囲においてなされたこと、③相当な方法によって行われたことが必要と解すべきである。

(1) これを本件についてみると、上記のとおり、現場駐車場で発生した放火は、発生時期、発生場所、放火対象物、態様の点で類似する。そうすると、これらの放火は、同一犯人による連續放火事件である可能性が極めて高い。また、(i) Q 駐車場付近の住人が、同駐車場における出火前の同年 3 月 15 日午前 3 時ころ、B 町内に居住する甲が一人で同駐車場内をしばらく歩き回った上で立ち去るのを目撃していたが、甲は同駐車場に駐車区画を賃借していないこと、(ii) R 駐車場付近の住人が、同年 3 月 21 日の出火直後に、R 駐車場から約 200 メートル離れた路上で、甲とよく似た人物が、右手にその容量が 500 ミリリットル程度の瓶を持ち、R 駐車場方向からその反対方向に向かって走り去ったのを目撲していたことに鑑みると、甲には Q 及び R 駐車場での放火事件への関与が疑われる。さらに、甲がアルバイトしているクリーニング店では、同年 2 月中旬以降、染み抜き剤として用いているベンジン 500 ミリリットル入り瓶数本を紛失していたことからすると、甲が放火に用いられたベンジンを入手し得る立場にあった。加えて、甲が、平成 19 年 3 月中

6

旬、友人 E に対し、「確か、R 駐車場には C 社製の車があったよね。」などと話していたことからすると、甲は C 車に関心があったといえる。

以上の事実に鑑みれば、①捜査機関において、甲が犯人である疑いを持つ合理的な理由が存在していたと認められる。

- (2) また、上記のとおり、目撃者等の状況証拠を収集することは極めて困難な状況にあったこと、放火により人の生命・身体が害されるおそれがあることに加え、D アパート 1 階にある甲方居室は公道に面しており、甲方玄関ドアから外に出るとすぐに公道であったが、その公道の幅員は約 5 メートルであって、甲に気付かれることなく警察官が張り込んで甲方の人の出入りを監視するのは極めて困難であったことに鑑みれば、②捜査目的を達成するため、必要な範囲においてなされたと認められる。
- (3) さらに、最後に、甲方前カメラは、日没後も、付近街灯の明かりのため、撮影範囲内の人物の顔、服装の色・特徴等を鮮明に撮影することができたから、上記自由に対する制約の程度が弱いとはいえない。しかし、上記のとおり、その撮影時間が午前零時から午前 5 時までの間に限定されていたこと、不要な映像は消去されていたことに加え、甲方前カメラの撮影範囲には、甲方玄関ドア等は含まれておらず、撮影範囲の横幅は甲方前公道の幅員の約 3 分の 1 であったことに鑑みれば、警察は、ここでも上記自由に対する制約が最小限になるよう配慮していたと認められ、③相当な方法によって行われたといえる。
- (4) よって、甲方前カメラによる撮影・録画も適法である。

設問 2

- 1 建造物等以外放火被告事件（以下「本件被告事件」という。）の犯人は

- 7 甲であるという犯罪「事実の認定は」、証拠能力があり適式な証拠調べを経た「証拠によ」らなければならない（317条）。そして、証拠能力が認められるためには、自然的関連性及び法律的関連性が認められ、証拠禁止に触れないことが必要である。
- 2 まず、自然的関連性とは、証明しようとする事実に対する必要最小限度の証明力があることをいう。ここで、甲は、S駐車場における建造物等以外放火の事実で起訴されているところ、8記載の「甲は…屋根のない駐車場において、無関係の第三者が所有するC社製高級外車のドアに折りたたみ式ナイフで複数のひっかき傷を付けた上、同車両の前部バンパー付近にエンジンを散布してこれに火をつけて、同バンパー付近を焼損したが、公共の危険の発生はなかったという器物損壊事件により…有罪判決を受けたという前科を有していた」という事実は、異種前科であり、証明しようとする事実に対する必要最小限度の証明力すら有しないとも思える。
- しかし、上記甲の前科事実と、本件被告事件の起訴事実は、屋根のない駐車場において、無関係の第三者が所有するC車のドアに折りたたみ式ナイフで複数のひっかき傷を付けた上、同車両の前部バンパー付近にエンジンを散布してこれに火をつけて、同バンパー付近を焼損するという具体的な行為態様の点では極めて類似しており、公共の危険が発生したか否かという抽象的評価の点以外に違いはなく、実質的には同種前科である。
- したがって、自然的関連性は認められる。
- 3 もっとも、このような同種前科による犯人性の立証には、法律的関連性が認められないのではないか。
- 法律的関連性とは、裁判所の心証形成に対して類型的に誤った影響をも

- 8 たらす危険のないことをいうところ、同種前科については、被告人の犯罪性向といった実証的根拠の乏しい人格評価につながりやすく、そのために事実認定を誤らせるおそれがあり、また、これを回避し、同種前科の証明力を合理的な推論の範囲に限定するため、当事者が前科の内容に立ち入った攻撃防御を行う必要が生じるなど、その取調べに付随して争点が拡散するおそれもあるから、同種前科による犯人性の立証には、原則として法律的関連性が認められないと解される。もっとも、その理由は、上記のおそれを回避するという政策的なものであるから、実証的根拠の乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがないと認められる場合には、同種前科による犯人性の立証にも法律的関連性が認められると解すべきである。具体的には、⑦前科に係る犯罪事実が顕著な特徴を有し、⑧それが起訴に係る事実と相当程度類似していることが必要と解する。
- これを本件についてみると、甲の前科事実は上記のとおりであるところ屋根のない駐車場は一般的にみられるものであるし、C車は市場に多く流通しているものであると考えられる。また、折り畳み式ナイフで高級車にひっかき傷を付けるという犯罪も多くみられるところであるし、エンジンも、染み抜きの溶剤やカイロの燃料等に用いられるものであって、一般に市販されている。以上の事実に鑑みれば、⑦前科に係る犯罪事実が顕著な特徴を有しているとはいえない。
- したがって、法律的関連性は認められない。
- 4 よって、【事例】8記載の事実は「証拠」にあたらず、これを本件被告事件の犯人は甲であるとの「事実の認定」に用いることは許されない。

以上

今回は、「結果的に」この書き方でも間違っていないのですが、こういう書き方をされると、強制処分法定主義＝令状主義と誤解しているのではないかという印象を与えるおそれがあります。この2つが別物であることをきちんと理解していることが伝わるような書き方をしましょう。

1 証明(1)まず、本件各ビデオ撮影・録画が「強制捜査」(197年但書)

2 12 稽当するか問題となる、といふのも強制処分には法律の根拠がない

3 であるから、ビデオ撮影が強制処分に当たる場合、立派の作用がある感を

4 行はるとして検査(218条11項)に当たるともいれ、金状の交付が必要と

5 あるのに、本件では金状の交付がないので「違反となる」と言ひ過ぎだ

6 ある。

7 ここも同じ理由で△です。

8 12 強制処分とは「強制検査・違反主義」及び「強制処分合併主義」に根柢

9 ある必要のあるものであるから、個人の尊重に反して個人の尊重を

10 捜査料金に充てることは強制処分であると解す。

11 以下これらのがビデオ撮影について検討する。

12 (a) S.T. が駐車場出入りを撮影したこと

13 まずは、どういう権利利益が制約されているのかを特定しましょう。また、平成19年当時
14 ならともかく、現在ではX線検査（最決平21.9.28）やGPS検査（最大決平29.3.15）と
15 いう超重要判例があるので、それを意識した論述をしましょう。

16 駐車場の出入りは公道が開けて見えていたりするところである。

17 12 道上 出入口を通じ人物の形を撮影したことでも尊重を侵害する

18 ことはない。12 強制処分には該当しない。

19 (b) S.T. が駐車場にある自家用高級外車を撮影したこと

20 同上

21 駐車してある自家用高級外車全体を撮影しているのであり、車の周囲

22 12 近くに人も撮影するものではあるが、駐車場は不得在地区域

23 が入り出すことで、撮影は公道が見えて範囲は広くないとして解すべき

24 個人の尊重を権利料金に充てるものではない。さて強制処分は

25 該当しない。

26 (c) 甲方玄関付近を撮影したこと

27 同上

28 甲方玄関付近を撮影していることと、甲方を出入りする人物を撮影したこと

29 でのあるが、公道上を撮影していることはないのと、プライバシーの

何条ですか？

要保護性は低く、個人の尊重を指的保護するISSSTJとはい立ち。

上記は判例部分には含まれない。

写真・ビデオ撮影については、最大判昭44.12.24、東京高判昭63.4.1、最決平20.4.15等の超重要判例があるところですから、それを意識した規範を用いたいところです。

(2) 以上より、多ビデオ撮影は注意過度といふことではござり、但是27万を

実際IPRは許されたものではなく、被験比例の原則が、当該検査を行

必要性、緊急性等を考慮して相当な限度で許容したものと解す。

以下各段落について検討す。

あてはめが薄すぎます。他にも拾うべき事実は山ほどあるはずです。

(a) S.T.し駐場場の出入り付近の撮影

撮影開始時点において B町内での駐車場にとめてある(社製高級

外車を搭乗とした後者が相次いでいることだ。今後もB町内

の駐車場に駐められてある(社製高級外車1の後者が予想されど、

(社製外車が駐めてあるS.T.し駐車場出入人口を監視することの

必要性は高いと記され、それとの間隔が短いことだ。ほやかに

監視を行う緊急性必要性が高い。このうな事情を考慮すれば、各駐車

場の出入り付近を駐車場の管理人と電気会社に許可をとて午前

0時X-S 5時までの人の通りが少ない時間帯後者の立候場に

限って撮影を行うことは相違性を立てるものではなし。

上記 適法であるある

重要なのは、人通りの多い少ないではなく、その時間帯に犯行が行われることが予想されるという点だと思います。

(b) S.T.し駐車場内の(社製外車の撮影)117

前述のように B町内での(社製外車への後者が相次いでいること)

だと、各駐車場内の(社製外車への後者)の人物を監視する必要性

は高い。この撮影は公道上が行われており、ISSSTJ 251.1-3-1の

程度は低いこと、管理人は電気会社の許可を行っていること、時間帯

を午前0時X-S 5時まで限つて行っていることを考慮すると、(社製外車の

(a)と何が違うのかわかりませんが、何故2つに分けたんでしょうか？

の所有者の許可を行っていないからといって相違性を立てるのがどうか。

片2 適切である。

監視する必要性が高いなら、張り込みでもすれば良いんじゃないでしょうか？何故「ビデオ撮影」でなければならなかったのでしょうか？

(C) 甲方玄関付近を撮影した点

控訴の結果、甲にした人物が各放火現場付近で行方不明となっ

たこと、甲方アルバイト(アクリ-ニカ)店で犯行に使われたのと同一

のベンツが消失していること、甲方に駐車場の駐車料金の前に

放火された(駐車場)についても甲に説明してあることを考慮す

るが連続放火事件に関する嫌疑が認められ、放火のある午前

3時頃の甲の動向を監視する必要性は高いと認められました。

片2 撮影が公園上に2回も行われていること、~~監視用~~ビデオカメラ

の設置場所の中の居住者であるPの取扱を行っていること。

撮影が人通りの少ない午前0時X5'50分Pは2回も行われています

とも考慮すると、本件撮影は相違性を有するものといえます。

片2 適切である。

ここもあてはめが薄すぎます。

そもそも同種前科ですか？

以上より本件各撮影は全く適切である。

本問は何条の何という文言との関係で問題になるのでしょうか？

部門と(同種前科を犯罪事実の認定に用いることは原則として許されない

のが原則である。なぜなら、同種前科が犯罪事実の認定にされるのは

同種前科が社会人の悪性移を指記し、それがまた、社会人の犯人物を直接認

することになると考えられます。悪性移による犯人物の立証は定証が根拠の

美しいものであり、事実誤認のおそれが高い、また被告人側が主張不能

を避けたためには争点が仮定してしまって居られたのです。

(2)もともと上記趣旨がすれば 実証が根拠の美しい悪性移の指記を

経ずには 同種前科が直接に犯人物を指記してしまった場合には例外的

屋根のない駐車場は顕著な特徴でしょうか？C社製高級外車は顕著な特徴でしょうか？ナイフでひっかき傷を付けることは顕著な特徴でしょうか？エンジンを用いた放火は顕著な特徴でしょうか？一つ一つをみているだけでは、とても顕著な特徴があるとはいえませんので、顕著な特徴があるというなら、もう一押し必要でしょう。

前科で証拠として扱うことは解す。

具体的には①前科の犯罪事実に顕著な特徴があり、②顕著な特徴が被疑事件の該当事件の犯罪事実と酷似している場合には

例外的に前科を証拠とすることも許されると解す。

(3) ここで甲の前科犯罪事実は屋根のない駐車場において、複数件の

第三者所持のC社製高級外車のドアにナイフで複数のひ札を傷をつけ

た後、同一車両の前部バンパー附近にハンマーを敲きこして逃げた。

このドアに複数のひ札を傷つけたこと、ハンマーで殴りつけたこと

①顕著な特徴があるといえる。

①を肯定するなら当然そうなりますね。

(4) ところで駐車場で粘着されたのもC社製高級外車であること、火をつけた

前回車のドアにナイフで複数のひ札を傷つけたこと、火をつけた

のにもハンマーを用いており、いざこざをしたと、該当事件の犯罪事実は

②顕著な特徴に酷似しているといえる。

以上より該当事件において甲の前科事実を甲の既往性立証に用いる

ことは例外的に許される。

以上

大きな枠組みは間違えていないのですが、その中身はスカスカです。特に、あてはめがかなり「雑」です。あてはめとは、①事実を指摘し→②指摘した事実に評価を加え→③規範との結び付きを示す作業をいうところ、①について、そもそも掲示している事実が少なすぎる上、事実を勝手に要約したり、もはや「評価」になっていたりする部分も散見されます。まず、問題文の事実を「コピペ」するところから始めましょう。また、②については、単純に事実を指摘しただけで規範を充足するとの結論を導いている箇所が散見されますが、このような答案が言語道断であることは出題趣旨や採点実感で何度も強調されていることです。さらに、それが原因で、分量が少なすぎます。このような「あてはめ以外することはありません」的な問題で4頁に満たないというのは、他の受験生に相当書き負けており致命的な差をつけられていると思った方が良いです。充実したあてはめができるよう、訓練を積んでください。

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	.
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

採点基準 (会員番号 ar003434)

		配点	得点
設問 1	(以下、条文数のみは刑事訴訟法)	[70]	[25]
第 1	本件駐車場付近に設置されたビデオカメラでの撮影・録画	[44]	[16]
1	「強制の処分」(197 条 1 項但書)		
(1)	かかる検査が「強制の処分」に該当すれば、「この法律に特別の定がある場合でなければ、これをすることができない」(同項但書)し、「この法律に特別の定」があったとしても、その「特別の定」の要件を満たしていなければ違法となることから、「強制の処分」の意義が問題となる旨の指摘	3	1.5
(2)	最決昭 51.3.16 及び学説を踏まえ、「強制の処分」の意義について論じていること	6	3
(3)	以下のような点を指摘し、かかる検査が「強制の処分」に該当するかについて検討していること <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場カメラの設置にあたって、駐車場利用者の承諾は得ていなかったこと ・駐車場カメラによる撮影・録画により制約される法益（「みだりにその容ぼう等を撮影されない自由」等） ・出入口カメラは公道から見える本件駐車場出入口を、C 車カメラは公道から見える C 車を画面の中心にとらえているものであること ・本件駐車場は、いずれも、屋根のない駐車場であり、だれでも自由に駐車場内に入りすることが可能であったこと <p>※ 上記以外の事実を指摘している場合でも、説得的であれば本項目と同等の点数を与える。また、上記の事実に加えて、上記以外の事実を指摘している場合には、その説得力に応じて、2 点を限度に加点する</p>	12	4
2	任意検査の限界		
(1)	検査は「必要な」(197 条 1 項本文) 限度でしか許されない旨の指摘	3	1.5
(2)	最大判昭 44.12.24, 東京高判昭 63.4.1, 最決平 20.4.15 等を踏まえて、任意検査としてのビデオ撮影・録画が適法と認められるための基準について論じていること	6	3
(3)	以下のような点を指摘し、かかる検査が任意検査の限界を超えるかについて検討していること <ul style="list-style-type: none"> ・不審火が発生した現場駐車場と本件駐車場は、いずれも、B 町内の住宅密集地にあって、多数の木造住宅がこれに隣接していた上、管理人が常駐しておらず、だれでも自由に入りするこ 	14	3

	<p>とができる屋根のない駐車場であり、出火当時、C車が駐車されていたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P駐車場では平成 19 年 3 月 7 日午前 1 時 10 分ころ、Q駐車場では同月 16 日午前 3 時 45 分ころ、R駐車場では同月 21 日午前 2 時 35 分ころに不審火が発生していたこと ・焼損したC車には、いずれも、そのドアに鋭利な金属様の物で付けたと認められる長さ数十センチメートルの複数のひっかき傷があった上、火元の前部バンパー付近からエンジンの成分が検出されているところ、出火した各車両及びその周辺には、自然発火の原因となるようなものではなく、出火前には、ドアのひっかき傷も、前部バンパー付近にエンジンが付着するような事情もなかったこと ・本件駐車場は夜間の人通りが極めて少ないと、出入口を除く三方を隣接する多数の木造住宅に囲まれていて、出入口に面した各公道の幅員は 5 メートル程度であり、犯人に気付かれることなく各駐車場付近に警察官を張り込ませることも極めて困難であったこと ・駐車場カメラは、日没後も、付近街灯の明かりのため、撮影範囲内の人物の顔、服装の色・特徴等を鮮明に撮影することができるようになったこと ・撮影時間が午前零時から午前 5 時までの間とされていたこと ・警察は、撮影当日、各駐車場で撮影・録画したビデオテープを回収し、警察署内で再生して録画した映像を精査し、録画した映像の中に本件捜査上必要なものがなかった場合には、事後に、そのビデオテープを次の撮影に使用して上書き録画することで、不要な映像を消去することとしており、現に、不要な映像は、この方法で消去されていたこと <p>※ 上記以外の事実を指摘している場合でも、説得的であれば本項目と同等の点数を与える。また、上記の事実に加えて、上記以外の事実を指摘している場合には、その説得力に応じて、2 点を限度に加点する</p>		
第 2	F 方 2 階のベランダに設置されたビデオカメラでの撮影・録画	[26]	[9]
1	「強制の処分」(197 条 1 項但書)		
	<p>以下のような点を指摘し、かかる捜査が「強制の処分」に該当するかについて検討していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲方前カメラの設置にあたって、甲の承諾も、D アパートの他の住人や付近住人の承諾も得ていなかったこと ・駐車場カメラによる撮影・録画により制約される法益（「みだりにその容ぼう等を撮影されない自由」等） ・甲方前カメラの撮影範囲に甲方の玄関ドア等は含まれていなかったこと <p>※ 上記以外の事実を指摘している場合でも、説得的であれば本項目と同等の点数を与える。また、上記の事実に加えて、上記以外の事実を指摘している場合には、その説得力に応じて、2 点を限度に加点する</p>	8	2

2	任意検査の限界		
(1)	<p>最大判昭 44.12.24, 東京高判昭 63.4.1, 最決平 20.4.15 等を踏まえて、任意検査としてのビデオ撮影・録画が適法と認められるための基準について論じていること</p> <p>※ 第 1・2・(2)と同様の基準を示している場合には、4 点を限度に、第 1・2・(2)と同等の点数を与える</p>	6	3
(2)	<p>以下のような点を指摘し、かかる検査が任意検査の限界を超えるかについて検討していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Q 駐車場付近の住人が、同駐車場における出火前日の同年 3 月 15 日午前 3 時ころ、B 町内に居住する甲が一人で同駐車場内をしばらく歩き回った上で立ち去るのを目撃していたが、甲は同駐車場に駐車区画を賃借していないこと ・ R 駐車場付近の住人が、同年 3 月 21 日の出火直後に、R 駐車場から約 200 メートル離れた路上で、甲とよく似た人物が、右手にその容量が 500 ミリリットル程度の瓶を持ち、R 駐車場方向からその反対方向に向かって走り去ったのを目撃していたこと ・ 甲がアルバイトしているクリーニング店では、同年 2 月中旬以降、染み抜き剤として用いているベンジン 500 ミリリットル入り瓶数本を紛失していましたこと ・ 甲が、平成 19 年 3 月中旬、友人 E に対し、「確か、R 駐車場には C 社製の車があったよね。」などと話していたこと ・ D アパート 1 階にある甲方居室は公道に面しており、甲方玄関ドアから外に出るとすぐに公道であったが、その公道の幅員は約 5 メートルであって、甲に気付かれることなく警察官が張り込んで甲方の人の出入りを監視するのは極めて困難であったこと ・ 甲方前カメラは、日没後も、付近街灯の明かりのため、撮影範囲内の人物の顔、服装の色・特徴等を鮮明に撮影することができたこと ・ 甲方前カメラの撮影範囲には、甲方玄関ドア等は含まれておらず、撮影範囲の横幅は甲方前公道の幅員の約 3 分の 1 であったこと <p>※ 上記以外の事実を指摘している場合でも、説得的であれば本項目と同等の点数を与える。また、上記の事実に加えて、上記以外の事実を指摘している場合には、その説得力に応じて、2 点を限度に加点する</p>	12	4
設問 2		[30]	[11]
1	問題の所在		
(1)	本件被告事件の犯人は甲であるという「事実の認定は、証拠によらなければならない (317 条) 旨の指摘	2	0
(2)	「証拠」とは、自然的関連性及び法律的関連性が認められ、証拠禁止に触れないものをいう旨の指摘	2	0

2	自然的関連性		
(1)	自然的関連性の意義	3	0
(2)	甲の前科は、形式的には異種前科に当たる旨の指摘	2	0
(3)	甲の前科が、実質的には同種前科にあたるかについて検討していること	4	0
3	法律的関連性		
(1)	法律的関連性の意義	3	0
(2)	最判平 24.9.7 を踏まえて、同種前科による犯人性の立証に法律的関連性が認められる基準について論じていること	6	6
(3)	②前科に係る犯罪事実が顕著な特徴を有しているか、①それが起訴に係る事実と相当程度類似しているかについて検討していること	8	5
合計		[100]	[36]